



高山市下二之町の町並み

今回の調査の特徴は、高山市の旧都市域全体を調査し、既存の伝建地区、新規の伝建地区を高山の歴史的環境の総体のなかに位置づけようと試みているところにあります。そのため1次調査として、高山の旧城下町地区の建物を新旧にかかわらず悉皆的に調査し、2000棟以上にわたる調査票を作成しました。その結果、高山の都市変遷が建物を通して浮かび上がったのですが、同時に、高山町家の伝統が少しずつ形式を変えながらも現在に至るまで連綿と生き続けている様子が見えてきました。

この成果をふまえながら、2次調査として下二之町・大新町地区の町と建築を重点的に調査しています。この地区では、江戸から明治にかけて建てられた軒が深く二階のきわめて低い町家群が基本的な骨格をなしていますが、その他の各時代の形式の建物が重層的に混在しており、高山の都市・建築の特質を体現する町であるといえます。現在、住民の合意形成、保存計画の策定に向けて、高山市および住民と議論を重ねているところです。（文化遺産研究部）

研究室紹介

遺構調査室（平城宮跡発掘調査部）

今の遺構調査室は、2001年の研究所の独立行政法人化にともない、建築研究部門の遺構調査室と庭園・整備研究部門の計測修景調査室を統合して誕生しました。現在、遺構調査室には建築担当4名と庭園・整備担当1名の計5名の研究員が在籍しています。研究員は、室内の様々な作業を一手に引き受ける4名のスタッフに支えられ、調査・研究活動に日々いそしんでいます。

平城宮跡発掘調査部には、遺構調査室のほかに、考古研究部門3室と史料研究部門1室があります。



隅楼からみた東院庭園

発掘調査は各調査室からメンバーを出し、チームをつくっておこないます。遺構調査室のメンバーは、計測修景調査室が担当していた測量をおこなうほか、建築史や庭園史といった専門的な視点をもって作業にのぞみます。こうした調査体制は調査部はじまって以来のもので、奈文研の発掘調査の特色ともいえます。考古の研究者だけでなく、建築や庭園、史料の研究者が共同して発掘調査をおこない、精度の高い成果をあげてきたことは、特筆に値します。また遺跡の正確な位置を示す測量のデータ、実測図や調査日誌など発掘調査の資料を整理・管理するのも、遺構調査室が担当している重要な仕事です。

つぎに遺構調査室の研究活動について述べましょう。遺構調査室の主要な研究テーマは何といっても、発掘調査でみつかる建物や庭園の跡など遺跡についての研究です。これまでも遺構調査室では宮殿や寺院の建物や門塀など遺構について、計測修景調査室では平城宮の配置計画や平城京の条坊地割、発掘庭園について研究をおこない、その姿をあきらかにしてきました。また、こうした研究の成果を社会に還元すべく、整備の方法についても研究をかさねてきました。たとえば、平城宮跡の東南隅に復原整備された東院庭園は、この2室の研究成果を目にみえる形にあらわしたもののです。



隅楼

遺構調査室の目下の課題は、第一次大極殿および大極殿院の復原整備事業への協力です。この事業は、2001年度から奈文研にかわって、文化庁が直接進めることになりました。学術面での指導・助言と立場はかわりましたが、研究成果にもとづいた復原整備事業であることはかわりありません。遺構調査室では、所内の各研究室や調査室と協力して、この調査・研究に取り組んでいます。

独立行政法人発足後1年を経て

東京、奈良の国立文化財研究所が独立行政法人化されて、最初の1年間が終了しました。一口に独立行政法人化といっても、国と制度上どのような違いがあるのか、また、実際何が変わったのかとよく聞かれます。特に、法人化を控えている国立大学や大学共同利用機関などはもとより、地方自治体でもこうした国の取り組みに対し、とても高い関心が集まっているようです。そこで、簡単に独立行政法人の制度のことや、実感したことなどを書いてみたいと思います。

まず、制度のことですが、一言で言えば国の機関から外れて、独立した法人になったということですが、このことにより実際何が変わったのでしょうか。これは端的に言えば、法人には裁量権が与えられたが、ともに責任も負うべき立場になったということではないでしょうか。文化財研究所の法人化の前と後の業務内容そのものは、実際、ほとんど変わっていませんが、法人の裁量により、業務計画を立案し予算も配分することが可能となったことが大きな違いでしょう。もちろん中期計画は主務大臣の認可が必要ですから、合理的なものでなければなりませんが、予算の使い方などは国の制度と違い、細かな制約はありません。したがって、継続した事業での予算の使い方に、各年度での違いがあっても、計画に則ったものであれば構わないということですが、この点は、確かに独法制度の利点であると思います。国の場合には、予算の中に旅費や謝金といった費目別の積算があり、実態としてこれを毎年変えることは困難なことでした。その代わり会計制度上、これをどのように使用したかということを、事後に問われることはませんでした。ここが、独立行政法人の制度と大きく異なる点です。独立行政法人は、制

度上、どのように予算を使っても良いのですが、それを事後に説明する責任があり、また評価される一つの指標ともなります。これが裁量権とともに与えられた責任の一つに上げられます。

会計上の説明責任の必要性から、独立行政法人には企業会計が導入されました。このことは国の制度と大きく変わった点です。国の会計の特徴は、単式簿記、現金主義による収支会計、予算重視などがあげられますが、これに対し企業会計では、複式簿記、発生主義による損益会計、決算重視といった特徴があげられます。このことは事務的に、会計を扱う部署だけに関係することのようにとられがちですが、実は企業会計の財務諸表等は、法人の活動状況を示す重要な情報であり、評価に大きな影響を与える可能性もあります。いわゆるコスト管理やコスト認識といった問題が、独立行政法人に求められることになったということでしょうが、これはつまり予算を使う部局それぞれが、日頃からきちんとその管理を行う必要があるということにつながります。

最後に、独立行政法人の評価のことについて触れたいと思います。中期目標の期間（文化財研究所では5年）の終了後、法人は各省に置かれた評価委員会の評価を受けることになります。その評価の結果、主務大臣は、法人の業務を継続させる必要性、組織のあり方、その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い、所要の措置を講ずることになっています。つまり5年に一度、法人は、その存在意義を改めて検討されるということになり、評価は独立行政法人の制度上、最も重要なポイントといえます。しかも5年ごとの評価のほか、各事業年度の業務の実績に関する評価も毎年受けることとなっています。このため文化財研究所では、業務の実績を自ら判断する必要性から、自己点検評価を毎年実施することとしました。その結果は、報告書として公表することとしておりますが、まもなくその概要をホームページでも公開する予定です。

（独立行政法人文化財研究所 総務部）

編集 「奈文研ニュース」編集委員会

発行 奈良文化財研究所

jimu@nabunken.go.jp

<http://www.nabunken.jp>

